

稟議書

(例)

〇〇部〇〇〇〇〇〇殿

下記の働き方改革教育の件につき、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

起案日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

起案者：〇〇部 〇〇係 〇〇二郎

件名	働き方改革法案の施行で何がかわるか、今後どの様な働き方をすべきかを学ぶ「ワークライフ・コーディネーター認定試験」を受験する件について				
試験内容	【一般財団法人全日本情報学習振興協会主催】 (https://www.joho-gakushu.or.jp/) ワークライフ・コーディネーター認定試験は「働き方検定」の上級試験となっています。 「働き方改革」は、少子高齢化、生産年齢人口の減少などを克服するための改革であり、生産性の向上や一億総活躍社会に向けた方策として、同一労働同一賃金、非正規労働者の待遇改善などが盛り込まれています。 本試験では、現状の少子高齢化、生産年齢の減少などを補うためには、生産性の向上を図らなければなりません。そのためには「どのような方策が必要か」、「働き方改革関連法が施行されるとどうなるか」などが出題されます。 この試験は上級クラスで、「働き方改革」を進める企業や団体の社員に必要な試験です。本試験は、令和6年5月26日に第1回をスタートして、5回(令和7年5月現在)開催されており、約3,000人が受験し、約800人が合格しています。 「働き方改革」を学ぶうえで最適の試験です。				
目的と教育効果	① 時代の趨勢である「働き方改革」とは何かを理解する。 ② 外部機関の資格を取得することで自信を持たせ、現場リーダーを養成する。 ③ 社員の目標を明確にし、労働と生産性向上に対する、モチベーションを高める。 ④ 資格保持者の多数の存在で「働き方改革に取り組む」積極的な企業イメージをつくる。 ⑤ 社内において社員に「学ぶチャンス」「学ぶ意欲」を提供する。				
受験と申込みなど・受験の扱い	全国の15程度の会場で年間4回開催されていますので、社員の最寄りの会場で1回30名程度ずつ何班かに分かれて受験日を指定、当日は個人単位で受験させる。受験日は有給休暇扱いとする。申込者の受験申込書は担当者が提出、受験票・合格通知は本人になされる。				
受験者の募集と合否結果の報告	推奨資格とする。1回の定員を決めて、入社年次の若い社員から順次受験者を募集する。募集は強制とはしない。できる限り受験の必要性を感じるように告知して応募者を募る。受験のための学習結果を重視して、合否の結果についての追求をしない。ただし、結果報告書を求める。不合格の場合、希望者は2回目までの受験を認める。				
受験料とその負担	受験料1人10,000円、受験料は2回目の受験まで会社負担とする。 試験団体の公認テキストを購入する、1冊2,000円。実物形式過去問題を開催団体が支給。試験日当日の交通費などは自己負担。対策講習会などの出席についての金銭負担については予算があれば負担するのが望ましい。				
添付書類	① ワークライフ・コーディネーター認定試験の開催団体の経歴など ② ワークライフ・コーディネーター認定試験認定試験の試験内容、合格者率などのデータ ③ ワークライフ・コーディネーター認定試験認定試験の募集チラシ ④ ワークライフ・コーディネーター認定試験認定試験の問題サンプル				
受付日 受付者など	令和〇年〇月〇日 受付 受付者：〇〇 一郎				
決裁日	99年99月99日	99年99月99日	99年99月99日	99年99月99日	99年99月99日
決裁者					